**令和４年度大阪府立稲スポーツセンター指定管理者評価票**

※評価は、S～Cの４段階とし、Aを標準とする。

| 評価基準（内容） | 指定管理者の自己評価 |  | 施設管理者の評価 |  | 評価委員会の指摘・提言 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価S～C | 評価S～C |
| １施設の設置目的（身体障がい者福祉センターＡ型の機能）及び管理運営方針 | （１）施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営しているか・障がい者のスポーツ及び文化芸術（レクリエーション）その他の障がい者の社会参加の促進に資する活動を支援する（２）指定管理者として、管理運営業務のほか権限行使や組織体制運営等を適正に行っているかまた、関係法令を遵守しているか①　第三者への委託は適切に行われているか②　年間事業計画書等を適切に提出しているか③　事業報告書等を適切に提出しているか④　指定期間中の管理状況（経理状況）を府に報告しているか⑤　府が管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は応じているか⑥　個人情報の取扱い⑦　情報公開への対応⑧　公正採用への対応⑨　人権研修の実施⑩　障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、社会福祉法、障害者差別解消法など障がい者福祉に資する法令⑪　大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則、大阪府立稲スポーツセンター管理規則など、稲スポーツセンターの運営を行うにあたり必要な条例、規則⑫　労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び消防法などその他管理運営を行うにあたり必要な関係法令⑬　その他関係法規、通知、要領等⑭　本要項、協定、提案、その他本府との事前協議による合意、その他府の指示等 |  |  |  |  |  |
| ２平等な利用を図るための具体的手法・効果 | （１）障がい者の利用に際し、合理的配慮を適切に行うなど、公平なサービス提供、対応を行っているか①　休館日・開館時間②　館内スポーツ施設・館外スポーツ施設及び会議室等諸室の利用時間1. 休日の変更
2. 障がい者の利用等に際しての合理的配慮

（２）以下の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務が適切に行われているか①　貸館申込手続き、利用方法諸手続きの説明②　予約申込み受付業務③　申請受付利用承認業務④　施設利用区分ごとの日報、月報、年報の整備⑤　諸設備、体育器具、備品等の管理、点検、貸出、補修に関する業務等⑥　稲スポーツセンターの利用の承認及びその取消⑦　入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止 |  |  |  |  |  |
| ３利用者の増加やサービスの向上を図るための具体的手法・効果 | （１）府施策の方向性を理解したものとなっているか・利用環境の継続性確保について①教室等を引き続き実施すること（募集要項別添２）②教室等のＰＤＣＡを実施すること（募集要項別添３）③教室等の継続性確保や変更時の利用者対応（講師交代の２～３回前から現・新の講師による同時対応、困難な場合は利用者説明会の開催等）を実施すること・障がい者スポーツ等活動・広域拠点性の確保について①障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）から助言等を得るなど、連携体制を確保すること②障がい者の文化芸術において、国際障害者交流センター(ビッグアイ)から助言等を得るなど、連携体制が確保すること③支援学校等への職員や障がい者スポーツ指導員の派遣など地域活動支援の展開を図ること |  |  |  |  |  |
| （２）専門性・連携体制が確保されているか（人員体制含む）①中級障害者スポーツ指導員等の有資格者が３名以上配置されているか②障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）、国際障害者交流センター(ビッグアイ)との連携が確保できる職員の配置がされているか③その他の関係機関との連携体制が確保されているか【再掲】・ビッグアイ、ファインプラザ大阪から助言等を得る・支援学校へ職員や障がい者スポーツ指導員の派遣等を実施 |  |  |  |  |  |
|  | （３）利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが機能しているか・教室等のＰＤＣＡを実施すること（別添３）【再掲】・利用者の満足度向上に努める取組（利用者からの苦情や要望、満足度適宜把握し、府に報告する等）・業務や経理に関する資料や報告書などを半期ごとに提出すること（４）障がい者スポーツ及び稲スポーツセンターのマーケティング（ＰＲ）に関する業務が適切に行われているか |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ４施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | （１）施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っているか①　電気、機械設備運転及び保安管理業務②　清掃業務③　樹木・植栽の管理④　防火管理業務⑤　設備・機器保守点検業務⑥　その他施設の良好な維持管理に必要な業務等（２）利用者の安全対策は万全か（３）緊急時の危機管理体制を整備しているか |  |  |  |  |  |
| ５府施策との整合 | （１）府の協力要請に対応しているか①　府が実施する事業への協力（府事業に係る稲スポーツセンター使用への協力を含む）②　知的障がい者の継続雇用の取組み③　省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応④　その他の社会情勢等による府からの要請に適切に対応しているか。 |  |  |  | A |  |
| ６収支計画の内容、適格性および実現の程度 | （１）事業収支の計画は妥当か |  |  |  |  |  |
| ７安定的な運営が可能となる人的能力 | （１）職員体制は十分か職員配置について、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保するために必要な職員配置とするとともに、利用者の必要に応じて適宜スポーツの指導等を行い、かつ、利用者の安全が確保できる人員を配置しているか（２）職員採用、確保の方策は適切か（３）職員の指導育成や研修体制は十分か |  |  |  |  |  |
| ８安定的な運営が可能となる財政的基盤 | （１）法人の経営状況 |  |  |  |  |  |

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

①項目ごとの評価は下記の４段階評価とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 総　合　評　価（最終評価） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 令和４年度評価 |  |

　Ｓ：計画を上回る優良な実施状況　Ａ：計画どおりの良好な実施状況　Ｂ：計画どおりではないがほぼ良好な実施状況　Ｃ：改善を要する実施状況

　②年度評価は、次の４段階評価とする。

　Ｓ：項目ごとの評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ａ：項目ごとの評価のうちＢが２割未満で、Ｃがない　Ｂ：Ｓ・Ａ・Ｃ以外

Ｃ：項目ごとの評価のうちＣが２割以上。又はＣが２割未満であっても文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

③総合評価及び最終評価は、次の４段階評価とする。

Ⅰ：評価対象となる年度の年度評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ⅱ：評価対象となる年度の年度評価のうちＢが３割未満で、Ｃがない　Ⅲ：Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外

Ⅳ：評価対象となる年度の年度評価のうちＣが５割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く

※備考：Ｒ３年度は総合評価、Ｒ４年度は最終評価をする。